

【公報種別】商標公報の訂正
【発行日】令和7年9月11日（2025. 9. 11）
【登録番号】商標登録第6941988号（T6941988）
【掲載公報発行日】令和7年7月7日（2025. 7. 7）
【年通号数】登録公報（商標）2025-124
【区分】5、42
【出願番号】商願2025-5292（T2025-5292）
【訂正要旨】【出願日】及び【商標法第68条の32第1項適用】に誤りがあったので以下のとおり訂正する。

（190）【発行国】日本国特許庁（JP）
（450）【発行日】令和7年7月7日（2025. 7. 7）
【公報種別】商標公報
（111）【登録番号】商標登録第6941988号（T6941988）
（151）【登録日】令和7年6月26日（2025. 6. 26）
（540）【登録商標】

BEYMOTI

（500）【商品及び役務の区分の数】2
（511）【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第5類 変性疾患治療用薬剤

第42類 製薬及び生物工学の分野における研究及び開発

【国際分類第11版】
（210）【出願番号】商願2025-5292（T2025-5292）
（220）【出願日】令和2年10月6日（2020. 10. 6）
（310）【優先権主張番号】88864499
（320）【優先日】令和2年4月8日（2020. 4. 8）
（330）【優先権主張国・地域又は機関】米国（US）
（732）【商標権者】

【識別番号】521464167

【氏名又は名称】バイオスプライス セラピューティクス インコーポレイテッド

【住所又は居所】アメリカ合衆国 92121 カリフォルニア州 サンディエゴ タウン センター ドライブ 9360

（740）【代理人】
【識別番号】100080768

【弁理士】
【氏名又は名称】村田 実

（740）【代理人】
【識別番号】100104558

【弁理士】
【氏名又は名称】神林 恵美子

【商標法第68条の32第1項適用】議定書第6条（4）の規定により取り消された国際登録の国際登録番号は第1530342号であり、その事後指定日は令和2年10月6日である。

【商標法第68条の37適用】本件は、商標法第68条の37の規定により、登録異議の申立ての対象から除外される。

【法区分】平成23年改正
【審査官】尾淵 由佳
（561）【称呼（参考情報）】ベイモティ、ベイモチ、ベーモティ、ベーモチ
【検索用文字商標（参考情報）】BEYMOTI
【類似群コード（参考情報）】

第5類 01B01

第 4 2 類 4 2 Q 0 1